

枕崎市食育・地産地消活動支援事業補助金交付要領

枕崎市内の生活研究グループや農作物の各作物部会・生産者団体、市民グループなど（以下「実施団体等」という。）がその会員や市民等を対象として実施する食育・地産地消を目的とした料理教室、食育推進に関する研修会等（以下「料理教室等」という。）に対し、その活動を支援するため必要な事項を定める。

1 対象事業

実施団体等が実施する料理教室等で、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、学校教育の一環又は市の補助を受けて行うもの（市の依頼を受け実施団体等が主体的に行うものは除く。）については対象外とする。

- (1) 枕崎市多目的研修集会施設（妙見センター）の農産加工室及びクッキングスペースで開催するもの
- (2) 1回の参加者（講師を含む。）が4人以上であるもの。ただし、参加者の半数が枕崎市、南さつま市及び南九州市の住民であるもの
- (3) 使用する食材は、原則として市産品又は県産品とし、使用する全ての食材の5割超（重量比又は品目数）を市産品又は県産品が占めるもの。ただし、市産品又は県産品が使用する全ての食材の5割を超えない場合であっても、使用する食材の8割超を枕崎市内で購入しているもの

2 対象者

料理教室等を主催する者（以下「申請者」という。）

3 補助金の額及び対象経費

- (1) 補助金の額は、使用する食材の購入金額（消費税を除く。以下同じ。）を参加者数で割った金額（100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て）とし、1人当たり1,000円を上限とする。ただし、1団体当たり3万円を上限とする。
- (2) 前号の食材の購入金額には、調味料や油等は含まないものとする。
- (3) 補助回数は、1団体当たり年1回限りとする。

4 事業対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（以後、令和11年3月31日まで毎年度実施する（3箇年）。）

5 事業への申込等

(1) 事業の申請等

ア 枕崎市食育・地産地消活動支援事業補助金事業申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を提出すること。

イ 申込書等は、料理教室等を実施する7日前までに提出すること。ただし、年度当初の場合は4月1日以降のできるだけ早い日とする。

(2) 事業の決定等

事業の決定については、申込書等を審査した上で決定するものとし、補助金の額については予算の範囲内で決定し、枕崎市食育・地産地消活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

(3) 事業の実施

事業の実施においては、料理教室等の状況（食材及びその表示、調理作業、料理など）を撮影すること。

(3) 事業の実績報告

ア 事業実施後は、速やかに枕崎市食育・地産地消活動支援事業実績報告書（様式第3号）を提出すること。

イ 実績報告書には、次の資料等を添付すること。

- ① 開催時に配布した資料（実施メニュー、レシピ（市産品及び県産品の食材には「〇印」を付加）など）
- ② 参加者名簿（人数及び参加者の居住地が確認できるもの）
- ③ 料理教室等の様子が分かる写真（スナップ写真（3～4枚））並びに使用する食材の市産品及び県産品が確認できるラベルの画像
- ④ 領収書のコピー（明細が確認できるもの（レシート可））

※ 実績報告で提出された資料等の個人情報や記載内容は、申請者の責任によるものとし、写真は食育・地産地消推進や妙見センターの事業内容を紹介する資料（市のホームページ、広報紙等を含む。）に使用する場合があります。そのため、報告書等を提出する前に参加者の承諾を得ること。市は、これらの目的以外には使用できないものとする。

※ 写真以外の資料については、市において食育・地産地消推進のための献立集等に使用する場合があるため、その使用に制限があるときは、申請者はその旨を市に報告するものとする。

※ 提出された資料等は、返却しないものとする。

(5) 補助金の請求・支払い

実績報告書を審査後、交付すべき補助金の額を確定し、枕崎市食育・地産地消活動支援事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により通知する。

補助金の請求は、請求書（様式第5号）を提出すること。また、確定した補助金は、実施団体等が指定した口座に送金するものとする。

6 事務処理方法等

申請者が提出する申込書等は、農政課農政係に提出するものとし、同係において事務処理するものとする。

7 その他

この要領に定めのないものは、枕崎市補助金交付要綱に基づき処理するものとする。

8 施行日

令和8年4月1日